

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	賀集八幡中 (賀集八幡中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月23日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心であるが小さい集落で担い手も少なく、また農地は基盤整備ができていないことから10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。

農地の一町の面積も小さく、農道も狭い為に大型機械による効率化も図れず、また農道も狭く生産者が一台通過する幅しか無いために農業効率が非常に悪い状態である。また農機具の新規購入と保管管理費、農機具の保管場所、水利の確保も難しく、隣接の除草剤問題、畔・川の土手の草刈負担、鳥獣害対策など課題も多い。
農業者:18人 (うち 60歳未満 3人)、農地・水環境保全隊 (構成員6人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と露地野菜がメインで慣行栽培による農業を行っている。10年後には担い手は12名まで減少していると考えられるため、農地の基盤整備も出来ていない状態での農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.5 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備が行われていない現状では耕作可能な農地から耕作放棄田が出ないよう、可能な範囲で担い手に集積していく。将来的に基盤整備が実施された時は担い手に集積及び集約を図り、対応仕切れない農地は地域外からの担い手の呼び込みも進めたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に農地を預けることに不安を感じている所有者が多くいるため、丁寧な説明を行い、理解を深める
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内では基盤整備が出来ておらず高齢化も進み、担い手の確保視点からも負担金ゼロの基盤整備が出来るのであれば進めたいと考えている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の後継者の殆どは農業をやらないことが想定されており、10年以内に農地の基盤整備が行えれば地域内の農地の担い手確保と地域外からの担い手も確保できると考えるが、基盤整備がない中では非常に厳しいと言わざるを得ない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
基盤整備がない中では非常に厳しいと言わざるを得ない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害対策として、シカやイノシシの潜み場とならないよう耕作放棄地の草刈りと、寄せ付ける要因となる野菜くずを放置しないことを集落内で徹底し、罠による捕獲なども継続して進める。
- ③ スマート農業については、現在、取組みはないものの、将来的には必要であるため、地域内の担い手にモデル経営体となってもらい、実証しながら地域に拡大出来ないかと考えている。
- ⑦ 基盤整備ができていない現状では優良農地の耕作放棄も考えられるため雑草による病害を防ぐために防草シートなどの設置も考えたい。
- ⑧ 離農した者が使っていた農業用機械や施設などは地域において情報を管理し、希望者が現れた場合に利活用できる体制を構築していく。